

[事案 2023-119] 契約復活等請求

・令和6年1月25日 裁定終了

<事案の概要>

共済会事務担当者の誤説明を理由に、契約の復活等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年1月に契約した団体定期保険について、令和2年2月に共済会の会員資格を喪失したため、加入していた共済会から脱退し、本契約からも脱退した。しかし、以下等の理由により、本契約を無条件で復活させてほしい。また、精神的苦痛に対する慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 共済会の会員資格喪失に伴い、本契約から強制脱退することになった際、共済会の事務担当者に対して、他保険に無診査で移行加入する救済策の有無について問合わせたと、実際には移行加入できる制度があるにもかかわらず、救済措置はないとの誤説明を受けた。
- (2) 個人保険に移行加入する機会を失ったため、精神的損害が生じた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款上、本契約脱退時の当社個人保険への移行加入は1か月以内と定められており、既にその期間を経過しているため、脱退時に遡って当社の個人保険に移行加入することはできない。
- (2) 誤説明はなされていない以上、申立人に精神的損害が生じる余地はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時および共済会脱退時の説明内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。